

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 9 月 2 日

支出負担行為担当官
国土交通省航空局長 宮澤 康一

1. 業務概要

- (1) 業務の名称
本邦企業が有する空港関連技術の海外空港への展開に向けた調査
- (2) 履行場所
入札説明書のとおり
- (3) 業務内容等
別紙のとおり
- (4) 履行期限
契約締結日の翌平日から令和 8 年 3 月 1 9 日まで
- (5) 電子調達システム対象
本案件は、資料等の提出、入札等を電子調達システムで行うため、電子調達システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。
なお、電子調達システムによりがたいため、入札書等を郵送等又は持参し、入札の参加を希望する者（以下「紙入札による参加を希望する者」という。）は、その承諾願いを支出負担行為担当官国土交通省航空局長（以下「支出負担行為担当官」という。）に提出することで、入札に参加することの承諾を得ることができる。
- (6) 総合評価落札方式による実施
本案件は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式により実施する。

2. 競争参加資格

下記に掲げる条件を満たしている単体有資格業者（以下「単体」という。）又は当該条件を満たしている者により構成される特定設計共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）による参加を認めるものとするが、特定ＪＶにより参加を希望する場合は、「競争参加者の資格に関する公示」（令和 7 年 9 月 2 日）に示すところにより国土交通省航空局長から本案件に係る特定ＪＶとしての競争参加資格の認定を受けること。

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 7 0 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 7 ・ 8 年度国土交通省一般（指名）競争参加資格「測量及び建設コンサルタント等（建設コンサルタント）」の A 又は B 等級に格付けされ、国土交通省航空局における競争参加資格を有する者であること（会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、国土交通省航空局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
また、当該資格を有していない者については、「競争参加資格に関する公示」（令和 6 年 1 0 月 1 日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
但し(3)の再認定を受けている者を除く。
- (5) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下

「資料」という。)の提出期限から開札日までの間に、国土交通省航空局長から航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年6月28日付け空経第386号)に基づく指名停止を受けていない者であること。

- (6) 入札に参加しようとする者(設計共同体にあってはその構成員。)の間に資本関係又は人的関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、国土交通省航空局競争契約入札者心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること(詳細については入札説明書を参照。)

- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (8) 3.(2)により入札説明書等の交付を直接受けた者であること。
- (9) 予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官国土交通省航空局長(以下「支出負担行為担当官」という。)が別途定める競争参加資格要件事項を全て満たす者であること(詳細については別紙を参照。)

3. 入札手続き方法等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3 中央合同庁舎第三号館
国土交通省航空局予算・管財室契約係
TEL 03-5253-8111(内線 48656)

(2) 入札説明書の交付方法

(a) 本日から令和7年9月12日までの間、電子調達システムにて交付する。

(b) (a)の交付方法によりがたい場合、本日より令和7年9月12日まで(但し、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。))を除く。)の10時00分から17時00分までの間に、(1)に事前連絡をしたうえで、(1)の場所において無償で交付を受けることができる。

なお、(1)以外の場所で、入札説明書の交付を受けたい場合は、(1)に事前連絡のうえ、国土交通省航空局管内の航空交通管制部等において無償で交付を受けることができる。

また、郵送等により、入札説明書の交付を受けたい場合は、(1)に事前連絡のうえ、入札説明書の交付を受けたい者の負担による着払い郵送等により、交付を受けることができる。

但し、FAX又は電子メールにより入札説明書の交付を受けることはできない。

(3) 申請書及び資料等の提出期限

上記(2)で交付する入札説明書の指示に従い、入札説明書に添付する様式を使用したうえで、以下の提出期限までに提出すること。

令和7年9月16日 14時00分まで

(a) 電子調達システムによる者は、提出期限までに申請書及び資料を下記(5)に掲げるURLに提出しなければならない。

(b) 紙入札による参加を希望する者は、提出期限までに申請書及び資料を上記(1)に掲げる場所に持参、郵送(書留郵便に限る。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。)により提出(提出期限までに必着とする。)しなければならない。

(4) 入札書の提出期限

(a) 電子調達システムにより入札する場合は、下記(6)の開札日の前日(休日を除く。)の令和7年10月6日 16時00分までに下記(5)に掲げるURLから入札しなければならない。

(b) 郵送等により入札書を提出する場合は、信書便(郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便をいう。)により(1)に入札書を送付することとし、下記(6)の開札日の前日(休日を除く。)の令和7年10月6日までに必着とする。

(c) 持参により入札書を提出する場合は、下記(6)の開札日時及び場所に入札書を持参し、提出しなければならない。

(5) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先

電子調達システム <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>
電子調達システム ヘルプデスク TEL 0570-000-683

(6) 開札日時及び場所

- ① 開札日時：令和7年10月7日 11時00分
- ② 開札場所：国土交通省航空局入札室に集合すること。

※入札室には原則、開札の10分前から入室可能。

(開札場所が不明である場合は開札時間前までに3.(1)に申し出ること。)

4. その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除

(3) 契約保証金

納付。但し、利付国債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代わる担保とすることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。なお、詳細は入札説明書を参照すること。

(4) 入札参加者に要求される事項

開札日の前日までに申請書及び資料の内容に関する支出負担行為担当官からの照会があった場合には、説明をしなければならない。

なお、提出期限までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格が無いと認められた者は、本案件に参加することができない。

(5) 競争参加資格の確認

本案件の参加希望者は2.に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、申請書及び資料を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、2.(3)に掲げる事項を満たしていない者も申請書及び資料を提出することができるが、2.(1)、(2)及び(4)から(9)に掲げる事項を満たしている時は、開札日において、2.(3)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格が有ることを確認するものとする。

但し、当該確認を受けた者が入札に参加するためには、開札日において2.(3)に掲げる事項を満たしていなければならない。

(6) 入札の無効

2.に掲げる資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに入札説明書(仕様書等添付書類を含む。)及び国土交通省航空局競争契約入札者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札者決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨を確認された者であっても、開札時において2.に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

(7) 入札方法

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、本案件に係る諸経費等を含め見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(1円未満の端数は切り捨て。)をもって落札価格とする。

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。

なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合には、原則として予決令第99条の2の規程に基づく随意契約には移行しない。

(8) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の入札価格であり、総合評価による評価値の最も高い者を落札者とする。

但し、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者としてすることがある。

なお、落札者となるべき者が２者以上となった場合は、くじにより落札者を決定するものとする。

(9) 契約書作成の要否
要

(10) その他詳細
入札説明書による。

[別紙]

○ 業務内容等について

1. (3)業務内容等とは、下記に掲げる内容とする。

本調査は、先進的な空港関連技術を導入している海外空港における空港関連技術の導入状況・経緯・現在の課題や技術・製品の導入に係る具体的な調達プロセス・導入までのスケジュールや、外国政府等による自国企業に対する海外展開支援事例、及び本邦企業が空港関連技術を海外に展開するに際してのニーズや現状の課題等について、それぞれ把握する。そのうえで、これらの情報を踏まえて、本邦企業が有する空港関連技術を、官民が連携して効果的かつ効率的に展開していくための施策案の検討を行うものである。

【業務概要】

- ・ 計画準備
- ・ 海外空港における空港関連技術の導入状況等に係る情報収集及び整理
- ・ 空港関連技術に関する最新の業界動向及び各国における海外展開支援策等に係る情報収集及び整理
- ・ 空港関連技術を有する本邦企業に関する情報収集及び整理
- ・ 本邦企業が有する空港関連技術の海外空港への展開にあたっての課題整理及び海外空港への本邦企業の空港関連技術の展開を推進するにあたっての官民連携施策案の検討
- ・ 報告書作成 等

○ 支出負担行為担当官が別途定める競争参加資格要件事項について

2. 競争参加資格(9)の「予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が別途定める競争参加資格要件事項を全て満たす者であること。」とは、下記に掲げる事項とする。

なお、当該契約の入札に参加するためには、2. 競争参加資格の各要件及び下記に掲げる事項を全て満たす者であること。

1. 調査実績

平成27年度以降に完了した業務で、次に掲げる対象業務と同種又は類似の業務の実績を有すること（履行中のものは除く）。

なお、国土交通省が発注した業務の場合にあつては、業務成績評定点が60点未満のものを除くこと。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合に限る）

- ・同種：「海外空港の建設・設計」に関する調査・コンサルタント業務又は「海外空港の運営・維持管理」に関する調査・コンサルタント業務。

- ・類似：「空港の建設・設計」に関する調査・コンサルタント業務又は「空港の運営・維持管理」に関する調査・コンサルタント業務。

2. 配置予定技術者

次に掲げる基準を満たす管理技術者及び照査技術者を本業務に配置できること（履行中のものは除く）。

- ・管理技術者：同種又は類似業務実績
- ・照査技術者：同種又は類似業務実績

同種又は類似業務等について、平成27年4月1日以降に、公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において1件以上の実績を有さなければならない。なお、管理技術者と照査技術者を兼任することはできない。

実績として挙げた個々の業務成績評定の評定点が60点以上であること。ただし、「航空局業務成績評定要領」（平成19年3月30日付け国空予管第936号、国空建第173号）及び「航空局業務成績評定要領」（平成21年3月26日付け国空予管第1075号、国空技第175号）の対象業務以外の業務は、この限りではない。

3. 履行体制

次に掲げる履行体制を有していること。

- ・調査の履行に必要な業務実施体制が構築できること。
- ・契約から業務完了までの工程が構築できること。

上記1. 調査実績及び2. 配置予定技術者については、実績・経験を有することを証明する資料として、契約書（業務の名称、内容及び受注者名等必要な部分を読み取れるもの）の写し及び業務体制図（配置予定技術者が携わったことが読み取れるもの）の写し、ならびに3. 履行体制が確認できる資料を添付すること。

※上記の企業及び技術者に求める資格は、設計共同体の場合は代表者のみでよい。

競争参加者の資格に関する公示

設計共同体を結成し、支出負担行為担当官国土交通省航空局長が発注する下記の業務における競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和7年9月2日

支出負担行為担当官

国土交通省航空局長 宮澤 康一

調達機関番号 20

所在地番号 13

1 業務概要

(1) 業務名

本邦企業が有する空港関連技術の海外空港への展開に向けた調査

(2) 業務内容

別添仕様書による

(3) 履行期間

契約締結日の翌平日から令和8年3月19日まで

2 資格審査申請書の受付期間

本日より令和7年9月16日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）までの間の9時から17時まで。なお、令和7年9月16日（休日を除く。）以降においても、随時、申請を受け付けるが、開札の時までに当該共同企業体としての資格の認定を受けていなければならない。

3 申請の方法

(1) 申請書の交付場所

共同企業体としての資格を得ようとする者に以下の場所で競争参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を交付する。

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3 中央合同庁舎第三号館

航空局 予算・管財室 契約係

TEL 03-5253-8111（内線 48656）

(2) 申請書の提出方法

申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、持参により提出すること。なお、提出場所は（1）に示す申請書の交付場所と同じ。

① 4（1）③に規定する資格を有していることを証明するため、全ての構成員の資格決定通知書の写し

② 4（2）の要件を満たすことを判断できる内容を記載した書類

- ③ 4（5）により締結した設計共同体協定書の写し
- （3）申請書等の作成に用いる言語
- 申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4 設計共同体としての資格及びその審査

（1）組合せ及び構成員の資格要件

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

- ① 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ② 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- ③ 令和7・8年度国土交通省一般（指名）競争参加資格「測量及び建設コンサルタント等（建設コンサルタント）」のA又はB等級に格付けされ、航空局における競争参加資格を有する者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、航空局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- ④ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。但し、③の再認定を受けている者を除く。
- ⑤ 当該申請書の提出期限から開札日までの間に、航空局長から「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年6月28日付け、空経第386号）」に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ⑥ 警察当局から、国土交通省に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、公共建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（2）構成員の技術的要件

構成員は、その分担業務ごとに、担当（主任）技術者を配置するものとする。

また、代表者たる構成員は、管理技術者1名を配置するものとする。

（3）結成方法

自主結成とする。

（4）代表者要件

代表者は、構成員において決定された者とするが、決定された代表者を明確にすること。

（5）設計共同体の協定

設計共同体を結成するため締結する協定書は、「設計共同体協定書」によるものとする。

5 資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

6 認定資格の有効期間

設計共同体における認定資格の有効期限は、次に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 契約の相手方となった者

競争参加資格が認定されたときから、業務が完了するときまでとする。

(2) 契約の相手方とならなかった者

競争参加資格が認定されたときから、契約の相手方と契約を締結するときまでとする。

7 その他

設計共同体の名称は、「本邦企業が有する空港関連技術の海外空港への展開に向けた調査設計共同体」とする。

- (1) 本公示における競争参加資格の審査申請をする設計共同体が、支出負担行為担当官航空局長が発注する「本邦企業が有する空港関連技術の海外空港への展開に向けた調査」の入札公告に示されている競争参加資格の確認申請を受けるためには、当該入札公告の指示に従い、別途申請手続きしなければならない。

- (2) 申請手続き等について不明な点があれば、3 (1) の場所に照会すること。